

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（危機対策課） 14
- 動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則……………（畜産振興課） 14

告 示

- 家畜伝染病検査の命令（3件）……………（畜産振興課） 15
- 道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課） 19
- 道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 20
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 20
- 知事権限に係る保安林の指定（2件）……………（治山課） 20
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 21
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 21
- 森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課） 22
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 22
- 都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 22
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 22

道企業管理規程

- 公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を改正する規程…………… 23

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 23

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定…………… 24

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 25
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 25
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 26

規 則

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表浮標の項3の事項中「1.5メートル」の次に「（設置する場所の状況によりやむを得ない事情があると知事が認める場合にあっては、75センチメートル）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第11号

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則

動物用医薬品等取締規則施行細則（昭和36年北海道規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

第2条中「第25条第2号」を「第25条第3号」に、「配置販売業」を「卸売販売業」に、「を除く」を「に限る」に改め、「第92条及び」及び「店舗又は」を削る。

第12条の見出し中「賃貸業」を「貸与業」に改める。

第13条第1号中「第83条の2の2第1項」を「第83条の2の3第1項」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（動物用再生医療等製品の販売業の許可申請）

第13条 法第40条の5第1項の許可の申請は、省令第150条の2に定めるもののほか、営業所の構造及び設備の概要を説明する図面を添えてしなければならない。

別記第1号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。			
告 示			
北海道告示第171号			
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。			
平成27年3月13日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
1 牛のブルセラ病及びヨーネ病（搾乳牛）			
(1) 実施の目的			
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため			
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日			
実施する区域の市町村名	実施の期日		
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)			
札幌市	平成27年6月1日から7月31日まで		
ニセコ町	同 4月1日から6月30日まで		
共和町	同		
岩内町	同		
赤平市	同 4月27日から6月5日まで		
三笠市	同 5月25日から7月3日まで		
南幌町	同 4月27日から6月5日まで		
妹背牛町	同 4月1日から5月8日まで		
沼田町	同 6月29日から8月7日まで		
名寄市	同 4月1日から8月31日まで		
愛別町	同 4月1日から7月31日まで		
上川町	同		
中川町	同 4月1日から6月12日まで		
豊富町	同 4月1日から6月25日まで		
網走市	同 4月1日から9月30日まで		
紋別市	同 8月3日から12月18日まで		
興部町	同 5月1日から9月30日まで		
帯広市	同 7月13日から11月13日まで		
清水町	同 4月13日から7月24日まで		
		中 札 内 村	同 4月6日から6月5日まで
		大 樹 町	同 4月13日から7月31日まで
		本 別 町	同 6月15日から9月11日まで
		鶴 居 村	同 4月1日から11月6日まで
		弟 子 屈 町	同 6月15日から平成28年3月31日まで
		別 海 町	同 7月1日から平成28年2月29日まで
		中 標 津 町	同 4月20日から9月30日まで
		(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	
		実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。	
		(4) 実施の方法	
		ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。	
		イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。	
		2 牛のブルセラ病及びヨーネ病（種雄牛）	
		(1) 実施の目的	
		牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため	
		(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
		実施する区域の市町村名	実施の期日
		(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)	
		鹿 部 町	平成27年5月11日から6月19日まで
		森 町	同 4月13日から5月22日まで
		八 雲 町	同 5月7日から6月12日まで
		ニセコ町	同 4月1日から6月30日まで
		共和町	同
		岩内町	同
		名寄市	同 4月1日から8月31日まで
		愛別町	同 4月1日から7月31日まで
		上川町	同
		中川町	同 4月1日から6月12日まで
		稚内市	同 6月1日から8月14日まで
		猿 払 村	同
		枝 幸 町	同
		豊富町	同 4月1日から8月14日まで

北見市	同	4月1日から7月31日まで
網走市	同	4月1日から9月30日まで
紋別市	同	8月3日から12月18日まで
美幌町	同	4月1日から7月31日まで
津別町	同	
斜里町	同	
清里町	同	
小清水町	同	
訓子府町	同	
置戸町	同	
佐呂間町	同	
遠軽町	同	
湧別町	同	
滝上町	同	
興部町	同	5月1日から9月30日まで
西興部村	同	4月1日から7月31日まで
雄武町	同	
鶴居村	同	4月1日から11月6日まで
弟子屈町	同	6月15日から平成28年3月31日まで
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。		
(4) 実施の方法		
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。		
3 牛の結核病（搾乳牛）		
(1) 実施の目的		
牛の結核病の発生予防のため		
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日		
実施する区域の市町村名	実施の期日	
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)		
北広島市	同	平成27年5月18日から7月3日まで
当別町	同	4月1日から5月22日まで
七飯町	同	4月1日から5月15日まで
森町	同	4月27日から6月5日まで
芦別市	同	5月11日から7月3日まで
東神楽町	同	6月29日から8月28日まで
比布町	同	
羽幌町	同	4月1日から7月31日まで
遠別町	同	
網走市	同	4月1日から9月30日まで
紋別市	同	8月3日から12月18日まで
興部町	同	5月1日から9月30日まで
伊達市	同	4月1日から6月30日まで
豊浦町	同	
日高町	同	4月1日から6月12日まで
帯広市	同	7月13日から11月13日まで
清水町	同	4月13日から7月24日まで
中札内村	同	4月6日から6月5日まで
大樹町	同	4月13日から7月31日まで
本別町	同	6月15日から9月11日まで
鶴居村	同	4月1日から11月6日まで
弟子屈町	同	6月15日から平成28年3月31日まで
別海町	同	7月1日から平成28年2月29日まで
中標津町	同	4月20日から9月30日まで
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。		
(4) 実施の方法		
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。		
4 牛の結核病（種雄牛）		
(1) 実施の目的		
牛の結核病の発生予防のため		
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日		
実施する区域の市町村名	実施の期日	
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)		
鹿部町	同	平成27年5月11日から6月19日まで
森町	同	4月13日から5月22日まで
八雲町	同	5月7日から6月12日まで

東 神 楽 町 同	6 月29日から 8 月28日まで	市 町 村 名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
比 布 町 同		千 歳 市	平成27年 7 月 6 日から 8 月14日まで
稚 内 市 同	6 月 1 日から 8 月14日まで	恵 庭 市 同	5 月 7 日から 6 月 5 日まで
猿 払 村 同		ニ セ コ 町 同	4 月 1 日から 6 月30日まで
枝 幸 町 同		共 和 町 同	
豊 富 町 同	4 月 1 日から 8 月14日まで	岩 内 町 同	
北 見 市 同	4 月 1 日から 7 月31日まで	美 唄 市 同	5 月25日から 7 月 3 日まで
網 走 市 同	4 月 1 日から 9 月30日まで	赤 平 市 同	4 月27日から 6 月 5 日まで
紋 別 市 同	8 月 3 日から12月18日まで	三 笠 市 同	5 月25日から 7 月 3 日まで
美 幌 町 同	4 月 1 日から 7 月31日まで	妹 背 牛 町 同	4 月 1 日から 5 月 8 日まで
津 別 町 同		雨 竜 町 同	6 月29日から 8 月 7 日まで
斜 里 町 同		北 竜 町 同	
清 里 町 同		名 寄 市 同	4 月 1 日から 8 月31日まで
小 清 水 町 同		愛 別 町 同	4 月 1 日から 7 月31日まで
訓 子 府 町 同		上 川 町 同	
置 戸 町 同		中 川 町 同	4 月 1 日から 6 月12日まで
佐 呂 間 町 同		豊 富 町 同	4 月 1 日から 6 月25日まで
遠 軽 町 同		網 走 市 同	4 月 1 日から 9 月30日まで
湧 別 町 同		紋 別 市 同	8 月 3 日から12月18日まで
滝 上 町 同		興 部 町 同	5 月 1 日から 9 月30日まで
興 部 町 同	5 月 1 日から 9 月30日まで	鹿 追 町 同	6 月29日から 9 月 4 日まで
西 興 部 村 同	4 月 1 日から 7 月31日まで	新 得 町 同	
雄 武 町 同		豊 頃 町 同	6 月 1 日から 8 月14日まで
鶴 居 村 同	4 月 1 日から11月 6 日まで	鶴 居 村 同	4 月 1 日から11月 6 日まで
弟 子 屈 町 同	6 月15日から平成28年 3 月31日まで	弟 子 屈 町 同	6 月15日から平成28年 3 月31日まで
(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲		別 海 町 同	7 月 1 日から平成28年 2 月29日まで
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛		中 標 津 町 同	4 月20日から 9 月30日まで
(4) 実施の方法		(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。		実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。	
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第 9 条に定める方法による。		(4) 実施の方法	
5 牛のヨーネ病		ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。	
(1) 実施の目的		イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第 9 条に定める方法による。	
牛のヨーネ病の発生予防のため		6 馬伝染性貧血	
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日			
実施する区域の 実 施 の 期 日			

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
石狩市	平成27年4月6日から5月29日まで
新篠津村	同
鹿部町	同 5月11日から6月19日まで
森町	同 5月18日から6月26日まで
蘭越町	同 6月15日から8月14日まで
倶知安町	同
共和町	同
岩内町	同
砂川市	同 4月1日から6月30日まで
由仁町	同
栗山町	同
月形町	同
新十津川町	同
雨竜町	同
旭川市	同 5月11日から7月31日まで
幌加内町	同 6月1日から6月30日まで
津別町	同 4月1日から8月28日まで
斜里町	同
置戸町	同
遠軽町	同
湧別町	同
壮瞥町	同 5月1日から7月31日まで
厚真町	同
浦河町	同 4月1日から7月31日まで
様似町	同
えりも町	同
浜中町	同 5月18日から10月9日まで
厚岸町	同
別海町	同 4月20日から9月30日まで
中標津町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

7 馬伝染性貧血（種雄馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
鹿部町	平成27年5月11日から6月19日まで
森町	同 5月18日から6月26日まで
蘭越町	同 6月15日から8月14日まで
倶知安町	同
共和町	同
岩内町	同
旭川市	同 5月11日から7月31日まで
幌加内町	同 6月1日から6月30日まで
津別町	同 4月1日から8月28日まで
斜里町	同
置戸町	同
遠軽町	同
湧別町	同
浜中町	同 5月18日から10月9日まで
厚岸町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

8 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

由 仁 町 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

北 見 市 同

新 得 町 同 5 月11日から 8 月31日まで

清 水 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎で飼育する鶏

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第172号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北海道一円。ただ 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

し、奥尻町、羽幌

町大字天売及び大

字焼尻、利尻町、

利尻富士町並びに

札文町を除く。

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出があつ

た牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第173号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防のための検査を受けることを命ずる。

平成27年 3 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実 施 す る 区 域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

北海道一円 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成27年 3 月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

北 瓜 幕	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
西幕別第2	農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	同
陸 別	区画整理、暗渠排水	同
北海道告示第175号		
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。		
平成27年3月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
豊田南部	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理）	平成26. 5.20
上 磯	地域水田農業再編緊急整備〔緊急整備型〕（暗渠排水）	同 26. 5.30
同	同（区画整理）	同 25. 6.20
同	同（農業用排水施設）	同 26. 3.10
城 岱	草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同 25. 9.30
北海道告示第176号		
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。		
平成27年3月13日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1(1)	保安林予定森林の所在場所	二海郡八雲町浜松727・730（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、728、729、731、732
(2)	指 定 の 目 的	水源の涵養
(3)	指 定 施 業 要 件	
	ア 立木の伐採の方法	
	(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	
	(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
	(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
	イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
2(1)	保安林の所在場所	礼文郡礼文町大字香深村字フンベヲマトマリ494・879
		の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)	指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
(3)	指 定 施 業 要 件	

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内51の1、89の1、89の2

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 古宇郡泊村大字盃村492（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 網走郡美幌町字栄森38の353（次の図に示す部分に限る。）
38の351、38の352、38の357、38の358

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び美幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡雨竜町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び雨竜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 (1) 通知の内容 | 平成27年北海道告示第132号 |
| (2) 所在が不明な者 | 真鍋 美智子、有限会社みなと商事 |
| (3) 掲示場所 | 深川市役所 |
| 2 (1) 通知の内容 | 平成27年北海道告示第132号 |
| (2) 所在が不明な者 | 伊藤 正一、及川 隆利、赤間 秀典、武部 豊邦 |
| (3) 掲示場所 | 三笠市役所 |
| 3 (1) 通知の内容 | 平成27年北海道告示第132号 |
| (2) 所在が不明な者 | 大手町地所株式会社 |
| (3) 掲示場所 | 上砂川町役場 |

北海道告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 (1) 通知の内容 | 平成27年農林水産省告示第105号 |
| (2) 所在が不明な者 | 田丸 利博、松澤 一範 |
| (3) 掲示場所 | 深川市役所 |
| 2 (1) 通知の内容 | 平成27年農林水産省告示第362号 |
| (2) 所在が不明な者 | 松橋 密蔵、佐藤 儀文 |
| (3) 掲示場所 | 初山別村役場 |
| 3 (1) 通知の内容 | 平成27年農林水産省告示第363号 |
| (2) 所在が不明な者 | 田中 徳藏 |

(3) 掲 示 場 所 島牧村役場

北海道告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 栗山北広島線	北広島市大曲中央2丁目1番3地先から 同市大曲中央2丁目1番1地先（一般国道36号交点）まで	平成27. 3. 13

北海道告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | | | |
|-----------------|------------|----------|----------|-----------|
| 1 都市計画の種類 | 道路 | | | |
| 2 都市計画を定めた土地の区域 | | | | |
| 種 別 | 名 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
| 幹線街路 | 3・2・1号 大通 | 栗山町松風3丁目 | 栗山町松風4丁目 | 栗山町松風3丁目 |
| 同 | 3・3・3号 中央通 | 栗山町桜丘1丁目 | 栗山町中央4丁目 | 栗山町中央3丁目 |
| 同 | 3・3・4号 南大通 | 栗山町中央4丁目 | 栗山町朝日4丁目 | 栗山町松風4丁目 |
| 同 | 3・4・5号 長沼通 | 栗山町中央1丁目 | 栗山町錦3丁目 | 栗山町錦2丁目 |
| 同 | 3・4・6号 鉄西通 | 栗山町中央4丁目 | 栗山町桜丘3丁目 | 栗山町錦3丁目 |
| 同 | 3・4・7号 角田通 | 栗山町中央2丁目 | 栗山町朝日2丁目 | 栗山町松風2丁目 |
| 同 | 3・4・8号 新町通 | 栗山町中央2丁目 | 栗山町桜丘2丁目 | 栗山町中央1丁目 |
| 同 | 3・4・9号 神社通 | 栗山町中央3丁目 | 栗山町中央4丁目 | 栗山町中央3丁目 |
| 同 | 3・4・10号 南通 | 栗山町中央4丁目 | 栗山町朝日4丁目 | 栗山町松風4丁目 |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事

業の事業計画の変更を認可した。 平成27年3月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 北見市 2 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通） 3 事業施行期間 平成19年5月15日から平成28年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 変更なし	(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種1号又は2号 (3) 契 約 期 間 契約日から平成27年9月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成27年3月13日（金）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局 会議室（送付による場合は、郵便番号 085－0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成27年4月7日（火）午前9時30分（送付による場合は、同月6日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金
道 企 業 管 理 規 程	
公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年3月13日 北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏 北海道企業管理規程第2号 公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程の一部を改正する規程 公益的法人等への企業職員の派遣等に関する規程（平成13年北海道企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。 第1条中「公益的法人等への北海道職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。 附 則 この規程は、平成27年3月13日から施行する。	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁釧路教育局告示第12号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年3月13日 北海道教育庁釧路教育局長 宇 田 賢 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 ア A重油その1（釧路養護学校） 16,633リットル イ A重油その2（白糠養護学校及び白糠学園） 32,000リットル ア及びイについては、それぞれの入札とする。	

- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成26年9月9日付け北海道教育庁釧路教育局告示第33号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
(1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0154-43-9274

- 12 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured :
a Fuel oil A 16,633 liters
b Fuel oil A 32,000 liters
B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., April 7, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than April 6, 2015)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年3月13日

北海道収用委員会会長 松 浦 正 典

- 事件名
平成27年(収)第2号札幌圏都市計画道路事業(3・4・192号雁穂めぐみ通)収用事件
- 起業者の名称
札幌市
- 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業(3・4・192号雁穂めぐみ通)
- 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種 類
札幌市東区東苗穂十条三丁目	645番5	宅地	480.70	481.01	10.95	馬場 一雄	札幌市東区東苗穂十条三丁目19番1号十条ビル3階	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	不明	使用借権

5 裁決手続開始決定の日 平成27年3月4日	(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第136号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年3月13日 北海道警察本部長 室 城 信 之 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成27年3月13日に一般競争入札の公告を行う交通安全施設管理システム地図ソフト一式の賃貸借契約 (2) 資 格 交通安全施設管理システム地図ソフト一式の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 交通安全施設管理システム地図ソフト 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによる。 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成27年3月13日から同年4月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道警察本部のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。	
4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。 5 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2239	
北海道警察本部告示第137号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年3月13日 北海道警察本部長 室 城 信 之	
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 交通安全施設管理システム地図ソフト一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成27年7月1日から平成32年6月30日まで。 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成27年北海道警察本部告示第136号に規定する交通安全施設管理システム地図ソフト一式の賃貸借契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2	

条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成27年4月24日 午後1時30分(送付による場合は、同月23日午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)でダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

10 Summary

A The nature and quantity of the products to be procured : Map software of Traffic safety facility Management system : 1 units

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 24, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 23, 2015)

C Contact : Finance Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8520 Japan

Phone ; 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第138号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月13日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量

デジタル複写機賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープルを除く。))の供給を含む。) 30台 一式

2 落札を決定した日

平成27年3月2日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社三好商会

(2) 住 所 札幌市中央区大通西18丁目1番地

4 落札金額

基本料金 一式 0円

複写料金 1枚以上1枚当たり 0.6円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年1月16日付け北海道警察本部告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目